

第51回日本電気技術規格委員会 議事要録

1. 開催日時：平成20年8月5日(火) 13:30~16:40

2. 開催場所：日本電気協会4階C・D会議室

3. 出席者：(敬称略)

【委員長】 関根(元東京大学)

【委員】

野本(元東京大学)

横倉(武蔵大学)

堀川(元大阪大学)

飛田(東京都地域婦人団体連盟)

島田(電気学会)

戸根(発電設備技術検査協会 黒田代理)

平野(電気保安協会全国連絡会議)

田中(電気事業連合会)

山口(東京電力 藤本代理)

鈴木(中部電力 越智代理)

齋藤(関西電力)

亀田(日本電線工業会)

近藤(日本電機工業会)

田辺(電土協)

山口(火力原子力発電技術協会)

【委任状提出】

湯原(元東京大学)

正田(元東京大学)

秋山(元東京大学)

國生(中央大学)

三宅(鉄鋼連盟)

奥村(電気設備学会)

武田(電中研)

【欠席】

鈴木(水門鉄管)

原(日本電設工業協会)

【参加】 鈴木, 高塚(原子力安全・保安院 電力安全課)

竹野

【説明者】 配電専門部会； 東山(中部電力), 林(日本電気協会)
送電専門部会； 前田(九州電力)須藤(東京電力), 堀口(日本電気協会)
火力専門部会； 時吉(関西電力), 塚原(日本電気協会)
【委員会幹事】 森(日本電気協会)
【事務局】 牧野, 高須, 氏家, 古川, (日本電気協会)

4. 配付資料：

- 資料 No. 1 第 50 回 日本電気技術規格委員会 議事要録 (案)
- 資料 No.2-1 JESC 規格 “ 免震建築物における特別高圧電線路の施設 ”
の一部改定及び電気設備の技術基準の解釈第 151 条への
引用要望について (案) の審議, 承認のお願いについて
- 資料 No.2-1 (参考資料)『JESC 規格「免震建築物における特別高圧電線
路の施設」の策定と電気設備の技術基準の解釈第 151 条
への引用要請への提出について』に関する回答 (平成 20
年 4 月 1 日付, 電力安全課)
- 資料 No.2-2 「JESC 規格 “ 免震建築物における特別高圧電線路の施設 ” の一
部改定及び電気設備の技術基準の解釈第 151 条への引用要請」
について技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.3-1 「地中送電規程 JEAC6021-2000 (JESC E006(2000)) の改訂につ
いて (案)」の審議, 承認のお願いについて
- 資料 No.3-2 地中送電規程 (JEAC6021) 新旧比較表 (本文・付録)
- 資料 No.3-3 「JESC 規格 “ 地中送電規程 ” の改定について」を技術会
議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.4-1 「架空送電規程 JEAC6002-2000 (JESC E008(2000)) の改訂につ
いて (案)」の審議, 承認のお願いについて
- 資料 No.4-2 架空送電規程 (JEAC6001) 新旧比較表 (本文・別表)
- 資料 No.4-3 架空送電規程 (JEAC6001) 新旧比較表 (付録)
- 資料 No.4-4 「JESC 規格 “ 架空送電規程 ” の改定について」を技術会議及び
外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.5-1 「『 22(33)kV 配電規程 JEAC7011-2001(JESC E0010(2001))』
の改訂について (案)」の審議, 承認のお願いについて
- 資料 No.5-2 「JESC 規格 “ 22(33)kV 配電規程 ” の改定について」を技術会議
及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.6-1 「『橋又は電線路専用橋等に施設する電線路の離隔距離 (JESC
E2016(2006))』の電技解釈第 148 条及び第 149 条への引用に伴
う『配電規程 (低圧及び高圧) JEAC7001-2007』の一部改訂につ
いて (案)」の審議, 承認のお願いについて
- 資料 No.6-1 (参考資料)「JESC E2016(2006) 橋又は電線路専用橋等に施設す

- る電線路の離隔距離」
- 資料 No.6-2 「電技解釈第 148 条及び 149 条の改正に伴う JESC 規格“配電規程(低圧及び高圧)”の一部改定について」を技術会議及び外部へ意見を聞いた結果等
- 資料 No.7-1 火技解釈第 15 条に関する技術評価について(案)
- 資料 No.7-1 (参考資料)発電用火力設備の技術基準の解釈に係る改正要望案の審議のお願いについて
- 資料 No.7-2 発電用火力設備の技術基準の解釈に係る改正要望案について
- 資料 No.8-1 「民間規格の改定及び電技解釈への改正要請の審議について」JESC のホームページの規格案のお知らせより
- 資料 No.9 電気設備の技術基準の解釈で引用されている JESC 規格の確認について
- 資料 No.10 系統連系ガイドラインへの改正要請についての電力市場整備課の打合議事録(案)
- 資料 No.11 JESC 規格名称の「・・・の特例」についての取り扱い
- 資料 No.12 電気設備の技術基準の解釈第 24 条の改正要請の提出について(抜粋;日電規委 20 第 007 号平成 20 年 6 月 6 日)
- 資料 No.13 JESC 規格“高圧架空電線路に施設する避雷器の接地工事”の策定と電気設備の技術基準の解釈第 42 条への引用要請の提出について(抜粋;日電規委 20 第 008 号平成 20 年 6 月 6 日)
- 資料 No.14 日本電気技術規格委員会規格 JESC E2018(2008)「高圧架空電線路に施設する避雷器の接地工事」の一部修正について
- 資料 No.15 平成 19 年,20 年度に国へ要請した案件及びそれ以前に要請し国で検討中の案件の状況

5. 議事要旨:

5-1. 委員出席数の確認

- (1) 委員長の指示により委員会幹事が,出席者の確認を行い,定足数を充足している旨,報告をした。その結果,委員長により委員会の成立が確認された。

現委員総数 :25 名

委員会出席者:22 名(委任状 7 名を含む。定足数の 2/3(18 名)以上。ただし,後から一名遅れて出席されたため,出席者 16 名,委任状 7 名の計 23 名の出席となった。)

5-2. オブザーバー参加者の確認

- (1) 電力安全課,鈴木係長,の参加について,日本電気技術規格委員会規約第 14 条第 1 項に従い確認された。また,15 時過ぎに高塚班長が出席された。

(2) 内発協；竹野氏がオブザーバとして参加が承認された。

5-3 . 第 50 回本委員会議事要録案の確認

第 50 回本委員会の議事要録案について，本議事要録案は，開催案内に同封し送付しているため，コメントの確認が行われた。特にコメントはなく，承認された。

5-4 . JESC 規格 “ 免震建築物における特別高圧電線路の施設 ” の一部改定及び電気設備の技術基準の解釈第 151 条への引用要請 (審議案件)

題記案件について送電専門部会から，資料 No.2-1 の審議依頼があり，技術会議で審議したことを事務局から報告した。

本案件は，昨年 JESC 規格として制定し，国に引用要請を行ったものであり，それに対し4月1日付けで電安課から引用不可能との回答があった。送電専門部会で今後の対応の検討を行った結果，JESC 規格を一部改定し再提案することとし，今回 JESC へ上程されたものであることを事務局から説明した。

また，技術会議での議論・質疑，その後の関係団体・組織からの意見，パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員が1名いることを，資料 No.2-2 に基づいて報告した。

なお，今回からパブリックコメントは，前回の委員会で了解いただいたように経済産業広報でのパブリックコメントは行わず，電気学会，電気設備学会及び日本電気工業会の HP に JESC がパブリックコメントを行っていることを掲載していただき，そこからジャンプするようにしていただいたことを報告した。

その後，送電専門部会から詳細説明を行い，審議の結果，提案通り承認された。なお，委員長指示により電線路の溢水対策について，事務局で調査して委員長に報告することになった。

以下に，質疑応答を示す。(Q; 質問, A; 回答, C; コメント)

Q1; 免震建物と制震建物は，どちらがうのか？

A1; 概念が相違する。免震は，地面と建物間にゴム等を設置し，地震の振動を建物に伝えないようにするものである。一方，制震は，建物が揺れないように地震のエネルギーを吸収する装置を設置するものである。

Q2; 近年の都市のゲリラ洪水のように水が急に流れ込んだり，あるいは給排水トラブルで水浸しになっても，電線路の中の電線には問題ないのか？基準上はどうなっているのか？

A2; 電技上，電線路の中の電線に関する溢水対策についての規定はない。

ただし，地中線のケーブルは，水没しても問題ないものである。

C; 本件については，事務局で確認すること。

5-5. JESC 規格 “ 地中送電規程 ” の改定について

(審議案件)

題記案件について送電専門部会から、資料 No.3-1 の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。

また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員が1名いることを、資料 No.3-3 に基づいて報告した。

その後、送電専門部会から詳細説明を行い、審議の結果、承認された。なお、5-3 条の規定について、竹野オブザーバーからの意見があり、規程の記載について検討し、委員長に報告することになった。

以下に、質疑応答を示す。(Q; 質問, A; 回答, C; コメント)

Q1; 資料 No.3-2 の第 5-3 条(1/4)頁の改定部は、電技解釈の記載を持って来ているが、最終案の解釈の記載は、分かり易く項別になっている。規程の改定案は最初の解釈案を参考にしているように思われるが最終案に合わせたらどうか？

C; 当該部について、記載方法を検討し、委員長に報告すること。

Q2; 資料 No.3-2 の付録 X (2)-4(5/7)頁に 標識がドライバーに見えないように設置するとあるが、どういうことか？

A2; 国交省の記載を転記しているため、詳細は分からないが、工事の内容を記載した標識は、文字も細かく、運転には必要ないもので、逆にわき見運転になることを懸念し標識がドライバーに見えないように設置するとしたと推測している。

Q3; アスベストについての使用を規程から削除したことは理解したが、既に使用されているものは、適切に管理しているのか？？

A3; アスベストの飛散等の問題は、各事業者も理解しており、適切な管理を行っている。

5-6. JESC 規格 “ 架空送電規程 ” の改定について

(審議案件)

題記案件について送電専門部会から、資料 No.4-1 の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。

また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員が1名いることを、資料 No.4-4 に基づいて報告した。

その後、送電専門部会から詳細説明を行い、審議の結果、承認された。

以下に、質疑応答を示す。(Q; 質問, A; 回答, C; コメント)

Q1; 2007年の改正まで反映したとういことは、最新のものとは相違している部分があるということか？

- A1; 最新のJIS規格等とは相違している部分がある。しかし、解釈は常時、改正されるが、規程の改定検討は、期限を決めて行う必要があるので、タイムラグが出ることは、ご理解いただきたい。法令・解釈等の改正は、事業者が常にフォローして違反しないように注意しているので、実務上は問題ないとする。
- Q2; 現場では、この規程はどう使うのか？
- A2; 現場でハンドブックとして使用されていると考えている。そのため、この一冊で通常業務ができるように作成している。
- Q3; 事故時の連絡先が記載されているが、複雑であるため読み間違い等があるので見易くした方が良くないか？
- A3; この条文は保安院の事務連絡について、そのまま記載しているため、一見読み難い表現となっているが、各事業者とも、この事務連絡の内容を踏まえ、連絡体制を確立し、訓練等を行っているため、問題ないとする。連絡に抜けがでると大変なので、この規程では、すべての要求を含めている。
- Q4; 建造物の例があるが、ビニールハウスは、どのような扱いになっているのか？
- A4; 建造物の定義は、電技解釈で「人が居住し、若しくは勤務し、又はひんぱんに出入りし、若しくは来集する造営物」と定義されており、ビニールハウスは基本的に、建造物とみなしていない。ただし、この定義に当てはまると判断されるビニールハウスについては、建造物とみなすこともある。
- 本条文は、建造物の定義とその具体例を挙げている箇所であり、実際は個々の状況によって判断される。
- C; ハウス栽培の盛んな我が国では、人が作業する場所なので取り扱いは、注意してほしい。

5-7. JESC 規格 “ 22(33)kV 配電規程 ” の改定について

(審議案件)

題記案件について配電門部会から、資料 No5-1 の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。

また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員が2名いることを、資料 No.5-2 に基づいて報告した。

その後、配電専門部会から詳細説明を行い、審議の結果、一部修正することで承認された。

以下に、質疑応答を示す。(Q; 質問, A; 回答, C; コメント)

- C; 4-1-2 頁の裸電線を使用できる条件のうち、原生林については、解釈第 33 条の改正時に削除されている。そのため、“原生林”との記載は削除すべきではないか？

A; 削除する。

5-8. 電技解釈第 148 条及び 149 条の改正に伴う JESC 規格“配電規程(低圧及び高圧)”の一部改定について **(審議案件)**

題記案件について配電専門部会から、資料 No.6-1 の審議依頼があり、技術会議で審議したことを事務局から報告した。

また、技術会議での議論・質疑、その後の関係団体・組織からの意見、パブリックコメントの受付状況及び専門部会と兼務されている委員会委員が 2 名いることを、資料 No.6-2 に基づいて報告した。

その後、配電専門部会から詳細説明を行い、審議の結果、提案通り承認された。

5-9. 火技解釈の改正要望案の審議 **(継続審議案件)**

本件は、本年 1 月の委員会で継続審議になった案件で、説明が不十分とのコメントが電安課からあり、再審議を行うものであることを事務局から説明し、電安課には資料 No.7-1 を用いて追加の説明を行ったことを事務局から説明した。

その後、火力専門部会から詳細説明を行なった。

また、開催案内に本委員会で配布予定の資料をあらかじめ添付し送付したところ、山口委員から事前コメントがあったことを紹介し、火力専門部会から資料 No.7-2(別紙)で回答を説明した。

審議の結果、本案件は承認された。

以下に、山口委員の発言を示す。

「事前コメントに関し、今回の回答で了解した。火技解釈の改正としては、問題ないと考えている。しかし、実設計においては、改正条文の「再熱器入口管に合流する管(……)がある場合」の条項を適用した再熱器安全弁を設ける場合は、再熱器安全弁の吹出し圧力は、運転時の圧力をベースにする等の、より安全サイドの設計とするようお願いしたい。」

6. その他

6-1 電気設備の技術基準の解釈で引用されている JESC 規格の確認について **配電専門部会からの報告**

資料 No.9 により、配電専門部会から、承認から 5 年を経過した国で引用される JESC 規格について、内容の確認を行った結果、以下の 3 規格について改定または廃止の必要はなく、このまま継続することの報告があったことを説明した。

- (1) JESC 規格「JESC E2007(2002) 35kV 以下の特別高圧用機械器具の施設の特例
- (2) JESC 規格「JESC E2008(2002) 35kV 以下の特別高圧電線路の臨時施設」
- (3) JESC 規格「JESC E2011(2002) 35kV 以下の特別高圧電線路の人が常時通行す

るトンネル内の施設」

内容の確認結果、一部タイプミスが確認され点については修正し、JESC 規格に記載される来歴に“平成 20 年 8 月 5 日 確認”と記載することが了解された。

6-2 系統連系ガイドラインへの改正要請について

“日電規委 19 第 020 号 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン(以下ガイドラインと言う。)の改正要請(平成 19 年 9 月 27 日)”を JESC から資源エネルギー庁電力市場整備課に提出しているものの、電力市場整備課からはガイドラインを改正するまでもないとの電話連絡があったことから、その趣旨及び内容を確認するために、電力市場整備課に出向いた。その結果確認された結果を議事録として取りまとめ、資料 No.10 の議事録により報告した。

電力市場整備課は、文書による回答を行う予定がないため、この議事録で改正要請に対する回答としたいとの意向であり、JESC としてもこれを了承しても差し支えないのではないかと事務局から説明して了解された。

6-3 前回委員会での JESC 表題についてのコメント

第 50 回委員会での「電技解釈第 42 条[避雷器の接地]の改正要望について」の審議において、引用規格の名称に「…の特例」となっている他の規格の調査要求が事務局にあったため、資料 No.11 により調査結果を報告した。「…の特例」の名称を使用している規格としては、他に 2 件の JESC 規格があるが、両規格の名称が既に電技の解釈で引用されているため、このままにしたいと報告した。今後の JESC 規格の名称については、「…の特例」を使用しないよう注意することが了解された。

6-4 前回、承認された案件の電安課提出報告

前回承認された 2 件の案件について、6 月 6 日に保安院電力安全課に要請を提出したことを報告した。資料 No.11、資料 No.12 にその抜粋を示した。この結果、電力安全課から引用する JESC 規格の規定の記載についてコメントがあり、編集上の簡易な修正であったため、委員長の了解を得て修正したことを資料 No.13 で報告した。

6-5 平成 18 年、19 年度に国へ要請した案件のその後の状況の報告

前回の委員会以降、国に要請した案件で変化があったことを修正していることを報告した。

6.5 次回委員会の日程

次回、委員会の日程については、9 月 17 日 14:00 からとした。

以上